

申請に対する処分個別票

所管局部課名 (電話番号)	健康局健康推進部生活衛生課(06-6208-9981)
処分課(担当)名	大阪市保健所環境衛生監視課
処分の名称	専用水道の確認
概 要	専用水道において、安全な水を安定して供給する必要があることから布設工事をしようとする場合、着工前にその設計について確認を受けなければなりません。申請書及び工事設計書等の提出を受けて、施設基準に適合することを確認したときは、申請者にその旨を通知し、適合しないと認めるとき又は申請書の添付書によって判断が難しいときは、その適合しない点を指摘し又は判断し難い理由を附して申請者にその旨を通知します。
根拠法令等 及び条項	水道法第32条
審査基準	<p>(審査基準) 法第5条に規定する施設基準に適合すること。 なお、法第5条第4項に規定する技術的基準は、平成12年2月23日厚生省令第15号によるものとする。</p> <p>(確認の申請) 法第33条、同法施行規則第53条に基づき確認申請を行うこと。 なお申請書には次の書類が添付されていること。 (ア) 工事設計書 (イ) 水の供給を受ける者の数を記載した書類 (ウ) 水の供給が行われる地域を記載した書類及び図面 (エ) 水道施設の位置を明らかにする図面 (オ) 水源及び浄水場の周辺の概要を明らかにする地図 (カ) 主要な水道施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図 (キ) 導水管きよ、送水管、配水管及び給水管の配置状況を明らかにする平面図及び縦断面図</p> <p>水道法 (確認) 第32条 専用水道の布設工事をしようとする者は、その工事に着手する前に、当該工事の設計が第5条の規定による施設基準に適合するものであることについて、都道府県知事の確認を受けなければならない。 (確認の申請) 第33条 前条の確認の申請をするには、申請書に、工事設計書その他厚生労働省令で定める書類(図面を含む。)を添えて、これを都道府県知事に提出しなければならない。 2 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 1 申請者の住所及び氏名(法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名) 2 水道事務所の所在地 3 専用水道の設置者は、前項に規定する申請書の記載事項に変更を生じたときは、速やかに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。 4 第1項の工事設計書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 1 1日最大給水量及び1日平均給水量 2 水源の種別及び取水地点 3 水源の水量の概算及び水質試験の結果 4 水道施設の概要 5 水道施設の位置(標高及び水位を含む。)、規模及び構造 6 浄水方法 7 工事の着手及び完了の予定年月日 8 その他厚生労働省令で定める事項 5 都道府県知事は、第1項の申請を受理した場合において、当該工事の設計が第5条の規定による施設基準に適合することを確認したときは、申請者にその旨を通知し、適合しないと認めるとき、又は申請書の添付書類によっては適合するかしないかを判断することができないときは、その適合しない点を指摘し、又はその判断することができない理由を附して、申請者にその旨を通知しなければならない。 6 前項の通知は、第1項の申請を受理した日から起算して30日以内に、書面をもつてしなければならない。</p>
標準処理期間	処分期間 30日間 (ただし、閉庁日は除く。)
経由日数	なし
提出先	大阪市保健所環境衛生監視課
提出時期	随時
提出方法	申請書、添付書類を大阪市保健所環境衛生監視課へ提出してください。
手数料	なし
相談窓口	大阪市保健所環境衛生監視課
ホームページ	
備 考	